

平成22年度 臨時会

日 時： 平成23年3月3日（木）午後2時～

場 所： 本館 講座室

出席者： (図書館協議会)会長、副会長、委員2名
(事務局)図書館長、管理・奉仕担当2名、永山図書館

-
- 会長： 委員定数7名のうち、4名出席であり、成立するので開催する。
先月臨時会を開催し、社会教育委員の議長、副議長においていただき、答申案について再考を願うようお願いし、寛大な処置をしていただいた。各委員の手元にも、その文書を配布している。事務局から何かあるか。
- 事務局： 社会教育委員の会議の変更した答申案と、それに先だち図書館協議会から社会教育委員の議長に提出した協議結果の文書を配布している。その他の資料については、その都度説明していく。
- 会長： 協議結果の文書は、臨時会で社会教育委員と意見交換をし、図書館協議会は存続し、その代表が参加するという方向を出したが、それを書面として提出したものである。その結果、社会教育委員の会議で検討いただき、変更案として出ている。変更の答申案は訂正箇所について線を引いてあるので、ご覧いただきたい。9ページに図書館協議会が明確に取り入れてあり、(仮称)地域教育推進審議会について、図書館協議会は入ることができる、という形になっている。
- 副会長： 基本的には、図書館協議会を尊重していただいた。細かいところでお聞きしたい。6ページの教育委員会の組織について、冒頭の(仮称)地域教育推進審議会について、文書内は「(仮称)」が外れているが、あえて外したのか。12ページの「おわりに」について、大きく書き換えられているが、1月の案と今回いただいた変更案とのあいだに、いくつか書き換えがあるのか。具体的には12ページの終わりに、4段落目「市民ニーズ」の欄、特にアンダーラインがあるが、前回はない。前回はない文が見え消しになっている文を見たとき、何か案があったのかどうか、そのあたりを伺いたい。
- 委員： そのとおりである。
- 委員： この答申案について、発言してもいいのかどうか。図書館協議会に関する部分だけだと思う。中身についてこの会議で意見をいうのは違う。図書館協議会については、ここでの話の変更案に盛り込まれているのでいいと思う。
- 会長： せっかくの機会なので、言ってもいいと思うが。
- 委員： この案は3月に決まるのか。全体に対して言ってもいいのかどうか、事

務局としてはいかがか。

事務局： 図書館協議会の中での発言には規定はない。ここで出た意見は、社会教育委員の会議に事務局から伝える。だが、ご意見を伺って反映させるのは実質難しいと思う。この場で図書館協議会の意向については、きちんとおいておいた方がいい。

会長： 基本的には、図書館協議会の部分を尊重するということである。

副会長： この答申について、図書館協議会として確認するということを諮っていただきたい。

委員： 図書館協議会の意見を尊重していただいて、そのように出していただきありがたかった。再度検討いただいたことは感謝する。

委員： 図書館協議会の意見が取り入れられ、本日も意見交換でき、図書館協議会としては、この案が成功するようにやっていきたいと思う。

会長： 今後も、視点を変えてやっていければと思う。
これで終了する。